



2013年12月16日 第2014-011号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

与党「平成26年度税制改正大綱」決定

自民・公明両党は、12月12日に「平成26年度税制改正大綱」（以下与党大綱）を取りまとめました。税制改正の内容は、復興特別法人税の前倒し廃止をはじめとする企業減税を中心とするものです。また、昨年8月に成立した社会保障・税一体改革関連法で、税制抜本改革の課題として提起された個人所得課税、自動車税制等の見直しは、いずれも踏み込み不足、不十分なものとな

っています。

連合の神津事務局長は談話で「個人の負担を増やす一方で問題の本質を先送りする与党大綱は、国民の暮らしの底上げをはかる観点に欠如しており、評価できない。また復興特別法人税の前倒し廃止は、国民の絆により国をあげて被災地の復興・再生に取り組むという復興特別税の趣旨に反するものであり、撤回を求める。」と述べました。

【平成26年度税制改正大綱のポイント】

企 業	復興特別法人税	1年前倒しして、2014年3月末で廃止。
	大企業の交際費	交際費の50%までを非課税にする。飲食費が対象となる。
	法人実効税率	引き続き検討。引き下げ幅や時期は示されていない。
	設備投資促進	生産性を上げる機械設備を導入したら、税額控除等を認める。
	賃上げ促進	「給与総額の増加率」等3つの要件を満たせば法人税を軽減する
私 た ち の 暮 ら し	消費税軽減税率	消費税率が10%になった時に導入するが、実施時期の詳細は不明。
	自動車取得税	消費税8%段階で自家用自動車は5%から3%に引き下げる。 消費税10%への引き上げ時には廃止する。
	軽自動車税	2015年4月以降に購入した新車（自家用）の場合、7,200円から10,800円に引き上げる。
	給与所得控除縮小	2016年より、給与等の収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除の上限を230万円とし、2017年より給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限を220万円とする。
	確定拠出年金	企業型確定拠出年金の加入者の拠出金限度額を引き上げる。 ①他の企業年金がない場合：51,000円/月 → 55,000円/月 ②他の企業年金がある場合：25,500円/月 → 27,500円/月